公告

福岡県が発注するダムの設備保守点検業務委託の一般競争入札を実施するにあたり、予定価格算出の参考にするため、次のとおり見積依頼を行いますので、公告します。

また、この見積依頼による見積を提出した者に対して、後日公告予定の「五ケ山ダム管理用発電設備保守点検業務委託（以下「委託」という。）」の入札に係る参加資格を保証するものではありません。

令和８年１１月１６日

福岡県知事　　服部　誠太郎

記

１　委託名

五ケ山ダム管理用発電設備保守点検業務委託

２　場所

那珂川市大字五ケ山　１箇所

３　委託概要

五ケ山ダム管理用発電設備保守点検業務

管理用発電設備　１式

４　委託期間

令和９年４月１日（木）から令和１０年３月３１日（金）まで

５　見積公告に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

（１）手続に関すること

〒８１６-０９４３　福岡県大野城市白木原３丁目５番２５号

福岡県筑紫総合庁舎内

福岡県那珂県土整備事務所　総務課総務係（庁舎３階）

電話番号　０９２-５１３-５５６１

（２）業務委託内容に関すること

〒８１１-１２３４　福岡県那珂川市大字五ケ山字下北川９０８－８

福岡県那珂県土整備事務所　南畑・五ケ山ダム管理出張所

電話番号　０９２-９５２-２０３３

6　見積参加資格（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 第 1 項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（令和 6 年 4 月 16 日福岡県告示第 244 号）」に定める資格を得ている者〔令和８年度競争入札参加資格者名簿（物品・サービス関係）登載者〕。

7　見積参加条件（地方自治法施行令第 167 条の 5 の 2 の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

（１）地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと

（２）福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成 14 年 2 月 22 日 13 管達第 66 号総務部長依命通達）に基づく指名停止期間中でないこと

（３）福岡県建設工事競争入札参加者の格付及び選定要綱（昭和 54 年 9 月 22 日総務部長依命通達）第 7 条第 2 項の規定に基づく措置期間中でないこと

（４）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定後又は再生手続の開始決定後、手続開始決定日以降の日を審査基準日とする経営事項審査に基づく入札参加資格者名簿に登録された者を除く。

（５）令和８年度競争入札参加資格者名簿（物品・サービス関係）において、業種品目 05-01（機械器具（電気器具））で登録があり、格付が AA 又は A 等級であること

（６）福岡県内に本店、支店又は営業所等を有し、取引希望地区が全県又は福岡地区であること

（７）平成 23 年度以降に、元請けとして、国、地方公共団体（公社含む）又は（独）水資源機構が発注したダムの下記 (1) 又は (2) に従事した実績を有すること

(1)　水力発電設備の新設又は更新工事（更新工事には、改良工事も含む）

(2)　水力発電設備の保守点検業務

なお、上記のダムとは次に掲げるダムは除く。

ア　土砂の流出を防止し、及び調節するため設けるダム（砂防ダム、治山ダム）

イ　基礎地盤から堤頂までの高さが 15m未満のダム

8　見積参加申込みの受付

見積に参加を希望する者は、提出書類（３）を持参のうえ提出することとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

（１）配付及び申込受付場所

５の（１）に同じ

（２）配付及び申込受付期間

令和８年１１月１６日（月）から令和８年１２月１日（火）までの毎日（ただし、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第 23 号）第１条に規定する休日（以下「県の休日」という。）を除く。）、午前９時００分から午後４時３０分まで

（３）提出書類

ア　見積参加資格申請書（表紙）

イ　見積書

ウ　入札参加資格審査申請書の受理票（資格有効期間内のもの）の写し

エ　一般競争入札見積参加表

オ　見積参加条件確認一覧表

カ　同種・類似工事施工実績調書（実績工事に係る内容及び完成が確認できる書類を添付すること）

（４）その他

ア　提出書類作成に係る費用は、提出者の負担とする。

イ　県は、見積書等を提出者に無断で他の目的のために使用しないものとする。

ウ　見積書等は、返却しない。

エ　受付期間以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。

オ　４及び５を満たさない者が提出した見積については、後日公告予定の「五ケ山ダム管理用発電設備保守点検業務委託」の入札に係る予定価格算出の参考としない。

この場合、申込受付期間終了後、４及び５を満たさない者に対し、その旨を通知する。

(参考)

後日公告予定の「五ケ山ダム管理用発電設備保守点検業務委託」における入札参加資格及び入札参加条件は以下のとおり予定している。

１　入札参加資格（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 第 1 項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（令和 6 年 4 月 16 日福岡県告示第 244 号）」に定める資格を得ている者〔競争入札参加資格者名簿（物品・サービス関係）登載者〕。

２　入札参加条件（地方自治法施行令第 167 条の 5 の 2 の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

（１）地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと

（２）福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成 14 年 2 月 22 日 13

管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止期間中でないこと

（３）福岡県建設工事競争入札参加者の格付及び選定要綱（昭和54年9月22日総務部長依命通達）第7条第2項の規定に基づく措置期間中でないこと

（４）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定後又は再生手続の開始決定後、手続開始決定日以降の日を審査基準日とする経営事項審査に基づく入札参加資格者名簿に登録された者を除く。

（５）令和８年度競争入札参加資格者名簿（物品・サービス関係）において、業種品目05-01（機械器具（電気器具））で登録があり、格付がAA又はA等級であること

（６）福岡県内に本店、支店又は営業所等を有し、取引希望地区が全県又は福岡地区であること

（７）平成23年度以降に、元請けとして、国、地方公共団体（公社含む）又は（独）水資源機構が発注したダムの下記（1）又は（2）に従事した実績を有すること

(1)　水力発電設備の新設又は更新工事（更新工事には、改良工事も含む）

(2)　水力発電設備の保守点検業務

なお、上記のダムとは次に掲げるダムは除く。

ア　土砂の流出を防止し、及び調節するため設けるダム（砂防ダム、治山ダム）

イ　基礎地盤から堤頂までの高さが15m未満のダム

（８）平成23年度以降に、７の（１）若しくは（２）に該当する業務又はダム以外の水力発電設備業務に、技術者（監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者、担当技術者、現場代理人又は管理技術者）として従事した実務経験（以下「実務経験」という。）を有する者（下記の（１）から（10）のいずれかを満たす者に限る。）を当該業務の管理技術者に配置可能であること

(1) 技術士（総合技術監理部門・選択科目「電気電子部門」、「建設部門」又は電気電子部門、建設部門）を有する者

(2)　大学又は国立高等専門学校卒業後、3年以上の実務経験を有する者

(3)　高等学校卒業後、5年以上の実務経験を有する者

(4)　10年以上の実務経験を有する者

(5)　１級又は２級電気施工管理技士

(6)　第１種電気工事士又は第２種電気工事士の免状の交付後、３年以上の実務経験を有する者

(7)　第１種、第２種、第３種電気主任技術者免状の交付後、電気工事に関し５年以上の実務経験を有する者

(8)　建築士法第２０条第３項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有することとなった後、電気工事に関し１年以上の実務経験

を有する者

(9)　（社）日本計装工業会の行う１級の計装士技術審査に合格した後、電気工事に関し１年以上の実務経験を有する者

(10)　登録電気工事基幹技能者

ただし、８　(2) 及び　(3) は、電気工学に関する学科又は電気通信工学に関する学科(以下「対象学科」という。)を卒業した者に限るものとする。なお、対象学科の詳細については、(一財)建設業技術者センターの指定学科一覧を参照すること

（注）上記に示す入札参加資格及び入札参加条件は予告なく変更する場合があります。